

最低賃金額と生活保護費の比較(令和6年度)

(単位：円)

都道府県	生活保護（生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）＋住宅扶助）（注2）	最低賃金（令和4年度） ×173.8×0.807	最低賃金（令和5年度） ×173.8×0.807
北海道	105,420	129,036	134,646
青森	96,898	119,639	125,950
岩手	94,541	119,779	125,249
宮城	100,681	123,847	129,457
秋田	95,065	119,639	125,810
山形	95,925	119,779	126,231
福島	93,822	120,340	126,231
茨城	93,674	127,774	133,665
栃木	97,452	128,054	133,805
群馬	95,970	125,530	131,140
埼玉県	111,507	138,433	144,184
千葉県	108,634	138,012	143,903
東京都	122,940	150,355	156,106
神奈川県	118,515	150,215	155,965
新潟	98,099	124,828	130,579
富山	93,211	127,353	132,963
石川	96,854	124,969	130,859
福井	93,833	124,548	130,579
山梨	91,417	125,950	131,561
長野	94,993	127,353	132,963
岐阜	96,589	127,634	133,244
静岡県	101,748	132,402	138,012
愛知県	103,347	138,293	144,044
三重	94,548	130,859	136,470
滋賀	98,455	130,018	135,628
京都	109,039	135,768	141,379
大阪	111,683	143,483	149,233
兵庫県	107,839	134,646	140,397
奈良	97,481	125,670	131,280
和歌山	94,405	124,688	130,298
鳥取	93,271	119,779	126,231
島根	90,855	120,200	126,792
岡山	99,532	125,109	130,719
広島	103,326	130,439	136,049
山口	91,140	124,548	130,158
徳島	88,228	119,919	125,670
香川	94,560	123,145	128,756
愛媛	96,119	119,639	125,810
高知	92,083	119,639	125,810
福岡	98,749	126,231	131,981
佐賀	90,699	119,639	126,231
長崎	93,208	119,639	125,950
熊本	92,413	119,639	125,950
大分	91,522	119,779	126,091
宮崎	91,442	119,639	125,810
鹿児島	91,076	119,639	125,810
沖縄	94,745	119,639	125,670

(注1) 上記の額は四捨五入後の額である。

(注2) 生活保護のデータについて、生活扶助基準は都道府県内の人口による加重平均であり、住宅扶助は実績値である。

高知県最低賃金の可処分所得額と生活保護費との比較表（令和4年度）

生活保護費算定表【設定：単身世帯主(18～19歳)、扶養家族なし】				2級地 - 1（高知市）			3級地 - 2（高知市以外）				
人口加重平均	国勢調査報告	1	人口計	691,527 人	326,545 人（47.2%）			364,982 人（52.8%）			
生活保護受給世帯加重平均		2	世帯数計	11,584 世帯	7,025 世帯（60.6%）			4,559 世帯（39.4%）			
生活保護費				年平均(月額)	4月～10月	冬季(11月～3月)	年平均(月額)	4月～10月	冬季(11月～3月)		
生活扶助（第1類＋第2類＋期末一時扶助）				[ア]	71,160 円	73,629 円	72,533 円	75,163 円	68,950 円	67,854 円	70,484 円
第1類（基準額）＋第2類（基準額）				[イ]	69,074 円	71,460 円	71,460 円	71,460 円	66,940 円	66,940 円	66,940 円
第2類（冬季加算）				[ウ]	1,096 円	1,096 円	0 円	2,630 円	1,096 円	0 円	2,630 円
期末一時扶助（年平均は、期末一時扶助÷12ヶ月）				[エ]	989 円	1,073 円	12,880 円		914 円	10,970 円	
住宅扶助 実績額(世帯加重平均)				[オ]	20,923 円	25,601 円	25,601 円	25,601 円	13,716 円	13,716 円	13,716 円
生活保護費 住宅扶助が実績額の場合				[カ]	92,083 円	99,230 円	98,134 円	100,764 円	82,666 円	81,570 円	84,200 円

- 1 令和2年国勢調査
2 令和3年被保護者全国調査

中賃(本省)提示の算定

最賃額	月間労働時間数 *1	賃金月額	可処分所得割合 *2	可処分所得額 (手取賃金月額)	生活保護費 *3	可処分所得額との差額
高知局 令和4年度 853 円	173.8 時間	(×) 148,251 円	0.807	(× ×) 119,639 円	92,083 円	(-) 27,556 円

*1: 月間労働時間数・・・40時間×52.14週÷12ヶ月

*2: 時間額853円で月173.8時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率(中賃提示)

*3: 生活保護費・・・生活扶助(第1類＋第2類＋期末一時扶助)＋住宅扶助
生活扶助の「第1類・第2類・期末一時扶助」は「人口加重平均」

人口加重平均による算出方法

	2級地-1の相当額	2級地-1の人口	3級地-2の相当額	3級地-2の人口	総人口	加重平均値
[イ] 第1類 基準額(12歳～19歳) ＋第2類 基準額(一人世帯)	(71,460 円 ×	326,545 人 +	66,940 円 ×	364,982 人) ÷	691,527 人 =	69,074 円
[ウ] 第2類費 冬季加算(一人世帯)	(1,096 円 ×	326,545 人 +	1,096 円 ×	364,982 人) ÷	691,527 人 =	1,096 円
[エ] 期末一時扶助(一人世帯)	(1,073 円 ×	326,545 人 +	914 円 ×	364,982 人) ÷	691,527 人 =	989 円
[イ]の年平均(月額)の算出方法	1,096 円 = 2,630 円 × 5ヶ月 ÷ 12ヶ月		1,096 円 = 2,630 円 × 5ヶ月 ÷ 12ヶ月			
[エ]の年平均(月額)の算出方法	1,073 円 = 12,880 円 ÷ 12ヶ月		914 円 = 10,970 円 ÷ 12ヶ月			

生活保護世帯数加重平均による算出方法

	2級地-1の相当額	2級地-1の世帯数	3級地-2の相当額	3級地-2の世帯数	総世帯数	加重平均値
[オ] 住宅扶助 実績値(一人世帯)	(25,601 円 ×	7,025 世帯 +	13,716 円 ×	4,559 世帯 ÷	11,584 世帯 =	20,923 円